

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年2月 10 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

厚生年金保険関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国 民 年 金 関 係 5件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500749 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500258 号

第1 結論

請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 8 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日に訂正し、平成 8 年 9 月の標準報酬月額を 14 万 2,000 円とすることが必要である。

平成 8 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 8 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 24 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 8 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

A 事業所は、平成 26 年 10 月に私の被保険者資格喪失日を平成 8 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日とする届出を行ったが、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A 事業所から提出された請求者に係る在職証明書により、請求者は請求期間において同事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A 事業所から提出された俸給台帳及び事業主の回答により、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、上記俸給台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成8年9月30日から同年10月1日に訂正する届出を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成26年11月18日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成8年9月30日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500861 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500259 号

第1 結論

請求者のA社における平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額を 16 万 9,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 35 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 15 年 12 月 25 日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていますので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る賞与明細書、同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳並びにA社の事業主の回答により、請求者は、平成 15 年 12 月 25 日に同社から賞与の支給を受け、標準賞与額 16 万 9,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 12 月 25 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500862 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500260 号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を16万9,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月25日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていますので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳、同僚から提出された「2003年賞与2明細書」及びA社の事業主の回答から、請求者は、平成15年12月25日に同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、平成15年12月25日に係る標準賞与額については、請求者から提出された預金通帳及び同僚から提出された「2003年賞与2明細書」から、16万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月25日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500873 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500261 号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を17万9,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年12月25日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていますので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳、同僚から提出された「2003年 賞与2 明細書」及びA社の事業主の回答から、請求者は、平成15年12月25日に同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、平成15年12月25日に係る標準賞与額については、請求者から提出された預金通帳及び同僚から提出された「2003年 賞与2 明細書」から、17万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月25日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500880 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500262 号

第1 結論

請求者のA社における平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額を 17 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基 础 年 金 番 号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 12 月 25 日

A 社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていますので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

金融機関から提出された請求者に係る普通預金元帳、同僚から提出された「2003 年 賞与 2 明細書」及び A 社の事業主の回答から、請求者は、平成 15 年 12 月 25 日に同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、平成 15 年 12 月 25 日に係る標準賞与額については、金融機関から提出された請求者に係る普通預金元帳及び同僚から提出された「2003 年 賞与 2 明細書」から、17 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 12 月 25 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500848 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500087 号

第1 結論

昭和 55 年 4 月から昭和 57 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄） : 女（妻）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 10 年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 11 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 55 年 4 月から昭和 57 年 9 月まで

私の亡くなった夫は、自宅に集金に来ていた年配の女性に請求期間の国民年金保険料を納付していた。夫の請求期間の保険料が未納となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によれば、訂正請求記録の対象者には、請求期間直後の期間も含めて請求期間以外にも未納が散見される。

また、請求者は、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る国民年金保険料の納付に関与していないとしていることから、請求期間の国民年金保険料の納付状況を確認することができない。

そのほか、訂正請求記録の対象者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500869 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500088 号

第1 結論

平成 3 年 4 月から同年 12 月までの請求期間、平成 4 年 4 月から同年 10 月までの請求期間及び平成 5 年 10 月から同年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 3 年 4 月から同年 12 月まで

② 平成 4 年 4 月から同年 10 月まで

③ 平成 5 年 10 月から同年 12 月まで

私は、請求期間の国民年金保険料を送付された納付書により市役所出張所や郵便局等で納付した。

請求期間の保険料が未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によれば、請求者が国民年金保険料を納付したとする平成 3 年 4 月から平成 6 年 2 月までの期間のうち、納付済みとされている期間の国民年金保険料は全て法定の納期限（納付対象月の翌月末日）までに納付されておらず、保険料の納付が遅れがちであった状況がうかがえる上、請求期間①、②及び③のそれぞれの期間直後の期間に係る国民年金保険料が納付された時点では、請求期間①、②及び③の国民年金保険料はいずれも時効により納付することができない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501045 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500089 号

第1 結論

昭和 51 年＊月から昭和 52 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 51 年＊月から昭和 52 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 4 月から飲食店で働くことになったが、同店が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、同年 3 月頃に母親と市役所に行き、国民年金の加入手続を行った。その際、市役所の職員から、20 歳（昭和 51 年＊月）からの国民年金保険料を遡って納付することができると言われたため、母親からお金を借り、昭和 52 年 3 月頃に請求期間の保険料をまとめて納付した。

請求期間の保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から昭和 54 年 6 月頃に払い出されたと推認でき、請求者は、請求期間以前から昭和 61 年 8 月まで同一市内に居住し、これまでに交付された年金手帳は上記記号番号が記載されている年金手帳のみであるとしていることから、上記記号番号とは別の記号番号が払い出されていたとは考え難く、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても上記記号番号とは別の記号番号を確認することができないことから、請求者の国民年金の加入手続は、昭和 54 年 6 月頃に行われたと考えられ、昭和 52 年 3 月頃に国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料をまとめて納付したとする請求者の主張と符合しない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500810 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500090 号

第1 結論

昭和 60 年 9 月から昭和 62 年 6 月までの請求期間、平成 3 年 12 月から平成 5 年 1 月までの請求期間、平成 5 年 3 月の請求期間、平成 5 年 10 月の請求期間、平成 5 年 12 月及び平成 6 年 1 月の請求期間並びに平成 6 年 3 月から平成 7 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 40 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 昭和 60 年 9 月から昭和 62 年 6 月まで
② 平成 3 年 12 月から平成 5 年 1 月まで
③ 平成 5 年 3 月
④ 平成 5 年 10 月
⑤ 平成 5 年 12 月及び平成 6 年 1 月
⑥ 平成 6 年 3 月から平成 7 年 3 月まで

私は、各請求期間の国民年金保険料について、送られてきた納付書により郵便局等で納付していた。各請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、請求者の国民年金の被保険者の資格取得に係るオンライン記録の処理日から平成 7 年 1 月頃に払い出されたと推認でき、同年同月時点では請求期間①及び請求期間②のうち平成 3 年 12 月から平成 4 年 11 月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、社会保険オンラインシステムによる氏名検索において、上記記号番号とは別の記号番号を確認することができない。

さらに、請求期間は 6 か所に及び、特定の被保険者について、これだけの回数の事務処理誤りが繰り返し起こることも考え難い。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500932 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500091 号

第1 結論

昭和 54 年 4 月から昭和 57 年 8 月までの請求期間及び昭和 60 年 1 月から同年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月から昭和 57 年 8 月まで
② 昭和 60 年 1 月から同年 9 月まで

私の母は、私が大学を卒業した翌月の昭和 54 年 4 月頃に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。請求期間の国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、請求者の国民年金の被保険者の資格取得に係るオンライン記録の処理日から昭和 62 年 11 月頃に払い出されたと推認でき、請求者は、請求期間以前から平成 7 年 2 月まで同一住所に居住していた旨陳述していることから、上記記号番号とは別の記号番号が払い出されたとは考え難く、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても上記記号番号とは別の記号番号を確認することができないことから、請求者の国民年金の加入手続は、昭和 62 年 11 月頃に行われたと考えられ、昭和 54 年 4 月頃に請求者の母親が請求者の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとする請求者の主張と符合しない。

そのほか、請求者の母親が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。